規則第十七条の二第十四号に掲げるもの	一五・〇六三	一キログラムにつき二、三〇五円
規則第十七条の二第十五号に掲げるもの	一八・七六二	一キログラムにつき一、六一六円
規則第十七条の二第十六号に掲げるもの	九・一三一	一キログラムにつき六六三円
規則第十七条の二第十七号に掲げるもの	三・二〇七	一キログラムにつき一八三円
規則第十七条の二第十八号に掲げるもの（小売用の容器入りにしたものに限る。）	一・二三六	一キログラムにつき一三三円
規則第十七条の二第十八号に掲げるもの（小売用の容器入りにしたものを除く。）	一・二三六	一キログラムにつき二三四円
規則第十七条の二第十九号に掲げるもの（砂糖を除く各成分のうちソルビトールの重量が最大のものに限る。）	〇・八三二	一キログラムにつき六七円
規則第十七条の二第十九号に掲げるもの（砂糖を除く各成分のうちソルビトールの重量が最大のものを除く。）	〇・八〇〇	一キログラムにつき五六円

○国土交通省告示第四百八十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月二十七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　中部横断自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
静岡市清水区葛沢字上西山七九六番三から同市清水区葛沢字上西山七九八番三まで	前	最大 二〇六 最小 一七〇	三八
	後	最大 二一六 最小 一七三	

○国土交通省告示第四百八十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月二十七日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　東海北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
南砺市椹字北谷九二番二から同市真木字北小谷平一〇番まで	前	最大 六八 最小 三八	一二二六
	後	最大 七六 最小 三八	

○国土交通省告示第四百八十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月二十七日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　常磐自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
いわき市山田町壱町田四一番一から同市山田町長沢三六番七五まで	前	最大 六六 最小 二七	四二二
	後	最大 六六 最小 二六	

○国土交通省告示第四百八十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月二十七日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　近畿自動車道名古屋神戸線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
高槻市成合北の町五四九番三から同市成合北の町五四九番五まで	前	最大 七五 最小 六六	二二
	後	最大 一〇〇 最小 六六	

○防衛省告示第百五十六号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和七年七月九日から施行する。

令和七年六月二十七日

防衛大臣　中谷　元

対象防衛関係施設の所在地	佐賀県佐賀市	陸上自衛隊佐賀駐屯地
対象防衛関係施設の区域	佐賀県佐賀市	川副町大字犬井道九千四百七十六番二十九
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	佐賀県佐賀市	川副町大字犬井道（次の図面に示す部分に限る。）
	佐賀県佐賀市	川副町大字犬井道（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。